

から詳細なる説明を聽取いたしました。格別質疑もないので、討論を省略して採決いたしましたところ、全会一致をもつて参議院提出案通り可決すべきものと決定いたした次第でござります。

以上御報告申し上げます。(拍手) ○議長(斐庭文郎君) 採決いたしました。本案は委員長報告の通り決了いたします。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(斐庭文郎君) 御異議なしと認めます。よつて本案は委員長報告の通り可決いたしました。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(斐庭文郎君) 御異議なしと認めます。よつて本案は委員長報告の通り可決いたしました。

官報(号外)

○議長(斐庭文郎君)

日程第二、清掃法案を議題といたします。委員長の報告を承ります。原生委員長小島徹三君。

○議長(斐庭文郎君)

御異議なしと認めます。

3 国は、市町村及び都道府県に対し、前項の義務が充分に果されることは、必要な技術的及び財政的援助を受けることにつとめなければならない。

第三条 この法律で「汚物」とは、ごみ、燃えがら、汚でい、ふん尿及び犬、ねこ、ねずみ等の死体をいふ。

(定義)

第四条 特別区及び市の区域を特別清掃地域とする。但し、政令で定める基準に従い都道府県知事が指定する区域を除く。

第五条 都道府県知事は、政令で定める基準に従い、町村の区域の全部又は一部を指定して、特別清掃地域とすることができる。

(特別清掃地域の保持)

第六条 特別清掃地域内の土地又は建物の占有者(占有者がない場合には、管理者とする。以下同じ。)は、その土地又は建物内の汚物を掃除して清掃を保つとともに、便所及び汚物容器を衛生的に維持管理しなければならない。

(汚物の処分)

第七条 市町村長は、特別清掃地域内の工場、事業場等で、清掃作業を困難にし、又は清掃施設を損なうおそれがある汚物を生ずるもの、経営者に対し、当該汚物について必要な処理を施し、又は衛生的な方法で当該汚物を市町村長の指定する場所に運搬し、若しくは処分すべきことを命ずることができる。

(公共の清掃施設の設置)

第八条 市町村は、特別清掃地域内の必要と認める場所に、公衆便所及び公衆用ごみ容器を設け、これを衛生的に維持管理しなければならない。

(季節的清掃地域)

第九条 市町村長は、季節的観光地、キヤンプ場、スキー場、海水浴場その他の季節的に多数人が集まる場所に、特別清掃地域以外の場所について、環境衛生上必要があると認めるとときは、期間及び区域を指定し

り環境衛生上の支障が生じないうちに、これを収集することができることにしなければならない。

3 特別清掃地域内の土地又は建物内の占有者は、その土地又は建物内の汚物のうち、焼却、埋没等の方により容易に衛生的な処分をすることができる汚物は、なるべく自ら処分するようにつとめるとともに、自ら処分しない汚物については、食物の残渣物との他のごみを各別の容器に集める等、市町村の行う汚物の収集及び処分に協力するようにつとめなければならない。

(特殊の汚物の処理)

第十一条 特別清掃地域又は季節的内に限る)において汚物を捨てること。

二 下水道(終末処理場のある下水道を除く)又は河川、運河、湖沼その他の公共の水域にふん尿を捨てるること。

三 政令で定める海域にふん尿を捨てること。

(ふん尿の使用方法の制限)

第十二条 特別清掃地域又は季節的清掃地域においては、ふん尿は、厚生省令で定める基準に適合した方法で使用するのでなければ、肥料とすることは、その工事に着手する前に、厚生省令の定めるところにより、その旨を都道府県知事(保健所を設置する市にあつては、市長)に届け出なければならない。

3 第二項の権限は、犯録検査のため認められたものと解釈してはならない。

(汚物取扱基準)

第十四条 特別清掃地域においては、その地域の市町村長の許可を得て、建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第六条第一項の規定による建築主事の確認を申請すべき場合に、この限りでない。

2 し尿浄化そう及び屎消化そうは、厚生省令で定める基準に従つて維持管理しなければならない。

3 第一項の許可を受けた者は、汚物の収集につき、当該市町村が第十七条の規定により条例で定める

て、季節的清掃地域を定めることができる。

2 季節的清掃地域については、第五条及び前条の規定を適用する。

(汚物の排放禁止)

第十五条 「人」も、みだりに左に掲げることをしてはならない。

一 特別清掃地域若しくは季節的内に限る)において汚物を捨てること。

二 下水道(終末処理場のある下水道を除く)又は河川、運河、湖沼その他の公共の水域にふん尿を捨てるること。

三 政令で定める海域にふん尿を捨てること。

(ふん尿の使用方法の制限)

第十六条 特別清掃地域又は季節的清掃地域においては、ふん尿は、厚生省令で定める基準に適合した方法で使用するのでなければ、肥料とすることは、その工事に着手する前に、厚生省令の定めるところにより、その旨を都道府県知事(保健所を設置する市にあつては、市長)に届け出なければならない。

3 第二項の権限は、犯録検査のため認められたものと解釈してはならない。

(汚物取扱基準)

第十七条 特別清掃地域においては、その地域の市町村長の許可を得て、建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第六条第一項の規定による建築主事の確認を申請すべき場合に、この限りでない。

2 し尿浄化そう及び屎消化そうは、厚生省令で定める基準に従つて維持管理しなければならない。

3 第一項の許可を受けた者は、汚物の収集につき、当該市町村が第十七条の規定により条例で定める

3 都道府県知事(保健所を設置する市にあつては、市長)は、前項の施設によるし尿の処理が不完全であると認めるときは、その管理者に対し、当該施設を修理改造するまでこれを使用することを禁止し、又は当該施設によるし尿の處理方法の改善その他必要な措置をとるべきことを命ずることができるものと認める。

(立入検査)

第十三条 都道府県知事(保健所を設置する市にあつては、市長)は、必要があると認めるときは、当該施設をして、し尿浄化そう又は化糞槽をして、し尿浄化そう、又は屎消化そう、ある土地又は建物に立ち入り、その施設の維持管理に關し必要な検査をさせることができるものと認める。

2 前項の規定により立入検査を行つては、その身分を示す証票を拂帶し、且つ、四係人から求められたときは、これを呈示しなければならない。

3 第二項の権限は、犯録検査の大半は、その旨を都道府県知事(保健所を設置する市にあつては、市長)に届け出なければならない。

2 し尿浄化そう及び屎消化そうは、その地域の市町村長の許可を得て、建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第六条第一項の規定による建築主事の確認を申請すべき場合に、この限りでない。

3 第一項の許可を受けた者は、汚物の収集につき、当該市町村が第十七条の規定により条例で定める

手数料の額に相当する額をこえる
料金を受けてはならない。

2 市町村長は、前項の計画において大掃除の日時、区域、方法等を定めるにあたっては、大掃除が当該市町村の区域の全部にわたつて円滑に実施されるようにしなければならない。

た者は、三万円以下の罰金又は拘
留若しくは科料に処する。

第二十一条 正當の理由がなくて、第
十三条第一項の規定による当該課
員の立入検査を拒み、妨げ、又は
忌避した者は、一万円以下の罰金
に処する。

第二十二条 法人の代表者又は法人

6 前項の規定による区域の制限又は条件は、第十四条第五項の規定の適用については、同条第二項の規定による区域の制限又は条件とみなす。
（代執行処分に関する経過規定）
この法律の施行前になされた汚物排除法第七条第一項（同法第十一

第九十三条第4項を第五項とし、第三項の次に次の二項を加える。

建築主事は、第三十一条第二項に規定するし、原淨化、うに而して第六条第一項の規定によつて確認申請書を受理した場合においては、逕落なくこれを当該

第十一条の規定に違反し、又は第四項の規定に違反した場合において、警告を発したにもかかわらず、なお繰り返してこれらの違反を行ふに至つたときは、その者に対する処分を定めて、その義務を行ふことを禁止することができる。

7 市町村長は、前二項の規定による処分をしようとするときは、あらかじめ、当該処分を受けるべき者にその処分の理由を通知し、亦明及び有利な証拠の提出の機会を与えなければならない。

(大掃除の実施)

第十五条 建物の占有者は、建物内を全般におたつて清潔にするため、毎年一回以上、市町村長が定

(手数料の徴収)
第十七条 市町村は、市町村が行う汚物の収集及び処分に關し、条例の定めるところにより、手数料を徴収することができる。

(罰則)
第十八条、第四十四条第一項の規定に違反し、又は同条第五項若しくは第六項の規定による禁止処分に違反した者は、六箇月以下の懲役若しくは三万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第十九条 第十二条第三項の規定による处分に違反した者は、五万円以下の罰金に処する。

第二十条 公共の利益に反してみだりに第十条各号に掲げる行為をし

3 この法律の施行の際現に特別清掃地域内において汚物の収集を業として行つてゐる者については、この法律は、施行の日から起算して二箇月間は、第十四条第一項の規定を適用しない。

4 前項の規定に該当する者が、同項の期間内にその旨を市町村長に届け出たときは、第十四条第一項の規定による許可があつたものとみなす。

5 市町村長は、前項の届出があつたときは、同項の規定による許可に期限を附し、汚物の収集を行ふことができる。

9 (保健所法の一部改正)
10 保健所法(昭和二十一年法律第一百一号)の一部を次のように改正する。
第一条(同書中「改築又は増築工事」を「築造工事」に改める。)
(建築基準法の一部改正)
11 建築基準法の一部を次のように改正する。
第三十一条第二項中「汚物処理」を「し尿淨化そう」に改める。

（第二百十九号）の一部を次のとおりに改正する。
二第三条第二十七条号を次のように改める。

二十七 滅掃法 昭和二十九年法律第
衆便所、ごみ焼却場、し尿消化化その他の清掃施設

清掃法案に対する修正案

清掃法案に対する修正案

清掃法案の一部を次のように修正する。
第二十二条を第二十六条とし、第二十条及び第二十一条をそれぞれ四条ずつ繰り下げ、第十九条を第二十二条とし、第十七条及び第十八条を二条とし、

4 汚物の収集、運搬又は処分を業として行ふ者は、特別清掃地域内においては、政令で定める基準に従い、衛生的に汚物の収集、運搬又は処分を行わなければならぬ。

5 市町村長は、第一項の許可を受けた者が、その業務に関して第十一条の規定に違反し、又は第二項の規定による区域の制限若しくは条件若しくは前二項の規定に違反した場合において、警告を発したにもかかわらず、なお継続してこれらの方違行為を爲つたときは、その許可を取り消し、又は期間を定めて、その業務を行ふことを禁示することができる。

6 市町村長は、特別清掃地域内において汚物の運搬又は処分を業として行う者が、その業務に関して

2 市町村長は、前項の計画において大掃除の日時、区域、方法等を定めるにあたっては、大掃除が当該市町村の区域の全部にわたつて円滑に実施されるようにしなければならない。

3 市町村の当該吏員は、大掃除の実施につき、実地に環境衛生上必要な指導をすることができる。
(環境衛生指導員)

第十六条 第十三条第一項に規定する当該吏員の職務及び清掃に関する指導の職務を行わせるため、都道府県及び保健所を設置する市に、環境衛生指導員を置く。
(環境衛生指導員)

環境衛生指導員は、都道府県又は保健所を設置する市の吏員であつて、政令で定める資格を有するもののうちから、都道府県知事又は市長が任命する。

た者は、三万円以下の罰金又は拘留若しくは科刑に処する。

第二十一条 正當の理由がなくて、第十三条第一項の規定による当該吏員の立入検査を拒み、妨げ、又は忌避した者は、二万円以下の罰金に処する。

第二十二条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に關し、前四条の違反行為をしたときは、行為者を罰する外、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑又は科刑を科する。

(施行期日)
附 則

1 この法律は、昭和二十九年七月一日から施行する。

(汚物掃除法の廃止)
汚物掃除法(明治三十三年法律第三十一号)は、廃止する。

(汚物収集業者に関する監督規定)
汚物収集業者に関する監督規定

6 前項の規定による区域の制限又は条件は、第十四条第五項の規定の適用については、同条第二項の規定による区域の制限又は条件とみなす。

(代執行処分に関する特種規定)

7 この法律の施行前になされた汚物掃除法第七条第一項(同法第十一条の規定により准用される場合を含む。)の処分に関する費用の徴収については、この法律の施行後も、なお従前の例による。

(厚生省設置法の一部改正)

8 厚生省設置法(昭和二十四年法律第百五十一号)の一部を次のよう改正する。

第九条第一項第十二号を次のよう改めるとともに、

十二 清掃法(昭和二十九年法律第号)を施行し、並びに建築物衛生の改善及び向上を図ること。

第三百三十三条中第四項を第五項とし、第三項の次に次の二項を加える。

4 建築主事は、第三十一条第二項に規定するし尿净化化、うに門として第六条第一項の規定によつて確認申請書を受理した場合においては、通常なくこれを当該申請に係る建築物の工事施工場又は所在地を管轄する保健所に通知しなければならない。

(地方財政法の一部改正)

12 地方財政法(昭和二十三年法律第百九号)の一部を次のよつて改正する。

第十条の二第六号中「下水道」を「下水道(下水道法(明治三十三年法律第三十二号)第二条の規定による認可を受けた下水道に限る。以下同じ。)」に改める。

(土地収用法の一部改正)

それぞれ三条ずつ繰り下り、第十六条を第十七条とし、第七条から第十五条までをそれぞれ一条ずつ繰り下げる。

第二条第三項中國は「を國は」汚物の処理に関する科学技術の向上を図ることとともに、「に改める。

第六条の次に第七条として次の一条を加える。

(多量の汚物の処理)

第七条 市町村長は、厚生省令の定めるところにより、特別清掃地域において業務上その他の事由により多量の汚物を生ずる土地又は建物の占有者に対し、衛生的な方法で該汚物を市町村長の指定する場所に運搬し、又は処分すべきことを命ずることができる。

新第十条第二項中「第五条」の下に「第七条」を加える。

新第十二条第一項中「百メートル」を「百メートル」に改め、同条第二号を次のように改める。

二 下水道又は河川、運河、湖沼その他の公共の水域にごみ又はふん尿を捨てること。但し、終末処理場のある下水道にふん尿を捨てることはこの限りでない。

新第十二条に次の二項を加える。

2 特別清掃地又は季節的清掃地において農業を営む者がふん尿を肥料として使用する場合においては、市町村長は、その者前項の基準に適合した方法によりふん尿を肥料として使用することができるように、必要な施設を設けその他適切な措置を講じるようつとめなければならない。

新第十五条第一項中「収集」を「収集、運搬又は処分」に、同条第三項中「第一項の許可」を「汚物の収集につき第一項の許可」に、「第十七条」を「第二十条」に、「手数料」を「収集中の手数料」に、同条第四項中「汚物の収集、運搬又は処分を業」として行う者を「第一項の許可を受けた者」に、同条第五項中「第十条を「第十四条に改め、同条第六項を削り、同条第七項中「前二項」を「前項」に改め、同項を第六項とする。

新第十七条第一項中「第十三条」を「第十四条」に改め、同条の次に次の二条を加える。

(国庫補助)

第十八条 国は、政令の定めるところにより、市町村に対し、左に掲げる費用の一部を補助することができる。

新第十九条 国は、市町村に対し、必要となつた清掃を行つたために要する費用

二 災害その他の事由により特に必要となつた清掃を行つたために要する費用

三 ごみ又はふん尿を処理するために必要な施設の設置に要する費用

四 汚物の収集、運搬又は処分に、「第十四条」を「第十五条」に改める。

新第二十条中「第二条」を「第二十一条から前条まで」に改める。

新第二十一条中「第十三条」を「第十四条」に改め、同条第六項及び第六項を削り、同項を第六項とする。

新第二十二条中「第十一条」を「第十二条」に改め、同条の次に次の二条を加える。

二 下水道又は河川、運河、湖沼その他の公共の水域にごみ又はふん尿を捨てること。但し、終末処理場のある下水道にふん尿を捨てることはこの限りでない。

新第十二条に次の二項を加える。

2 特別清掃地又は季節的清掃地において農業を営む者がふん尿を肥料として使用する場合においては、市町村長は、その者前項の清掃施設の設置に必要な資金の融通又はそのあつ旋につとめなければならない。

新第十三条 国は、市町村に対し、屎尿消化化、ごみ焼却場その他の清掃施設の設置に必要な資金の融通又はそのあつ旋につとめなければならない。

新第十四条 国は、市町村に対し、屎尿消化化、ごみ焼却場その他の清掃施設の設置に必要な資金の融通又はそのあつ旋につとめなければならない。

新第十五条 国は、市町村に対し、屎尿消化化、ごみ焼却場その他の清掃施設の設置に必要な資金の融通又はそのあつ旋につとめなければならない。

新第十六条 国は、市町村に対し、屎尿消化化、ごみ焼却場その他の清掃施設の設置に必要な資金の融通又はそのあつ旋につとめなければならない。

新第十七条 国は、市町村に対し、屎尿消化化、ごみ焼却場その他の清掃施設の設置に必要な資金の融通又はそのあつ旋につとめなければならない。

新第十八条 国は、市町村に対し、屎尿消化化、ごみ焼却場その他の清掃施設の設置に必要な資金の融通又はそのあつ旋につとめなければならない。

分ができないなくなつたので、今日においては現行法はもはや十分なる機能を果すことはできなくなつたのであります。かかる事情にかんがみ、清掃事業の効率的な運営をはかるため新たに清掃法を制定しようとするのが、政府の本法案提出の理由であります。

本法案のおもなる内容を申し上げますれば、まず第一に、清掃事業における市町村、都道府県及び国の責務を明らかにするとともに、国民の積極的な協力についても規定を設けたことであります。

小委員会は、数回にわたり、技術的及び財政的援助、糞尿の使用方法の制定による農家への影響、汚物取扱業に対する許可制、特殊汚物の処理、清掃施設に対する補助並びに融資等について、きわめて細密なる審査を行つた結果、去る九日修正案の成案を得、修正案と修正部分を除く原案を全会一致で可決すべきものと認決したのであります。

第七は、全国的に生活環境の清潔保持をはかるため、公共の水域、一定の海域には、みだりに糞尿を捨てる行為を禁止し、大掃除の施行について規定したこと等であります。

本法案は一月二十八日本委員会に付託せられ、二月一日厚生大臣より提案の説明を聽取した後審議に入つたのですが、審査の都合上、二月三日清掃事業に関する小委員会を設置し、本法の審査は小委員会に付託したのであります。

新第二十一条中「前四条」を「第二十二条」に改める。

新第二十二条中「第十条」を「第十二条」に改める。

新第二十三条中「第十三条」を「第十四条」に改め、同条第六項を削り、同項を第六項とする。

新第二十四条中「第二条」を「第二十一条から前条まで」に改める。

新第二十五条中「第十三条」を「第十四条」に改め、同条第六項を削り、同項を第六項とする。

新第二十六条中「第二条」を「第二十一条から前条まで」に改める。

新第二十七条中「第十三条」を「第十四条」に改め、同条第六項を削り、同項を第六項とする。

新第二十八条中「第二条」を「第二十一条から前条まで」に改める。

新第二十九条中「第十三条」を「第十四条」に改め、同条第六項を削り、同項を第六項とする。

新第三十条中「第二条」を「第二十一条から前条まで」に改める。

新第三十一条中「第十三条」を「第十四条」に改め、同条第六項を削り、同項を第六項とする。

新第三十二条中「第二条」を「第二十一条から前条まで」に改める。

新第三十三条中「第十三条」を「第十四条」に改め、同条第六項を削り、同項を第六項とする。

新第三十四条中「第二条」を「第二十一条から前条まで」に改める。

新第三十五条中「第二条」を「第二十一条から前条まで」に改める。

第七は、全国的に生活環境の清潔保持をはかるため、公共の水域、一定の海域には、みだりに糞尿を捨てる行為を禁止し、大掃除の施行について規定したこと等であります。

本法案は一月二十八日本委員会に付託せられ、二月一日厚生大臣より提案の説明を聽取した後審議に入つたのですが、審査の都合上、二月三日清掃事業に関する小委員会を設置し、本法の審査は小委員会に付託したのであります。

新第二十一条中「前四条」を「第二十二条」に改める。

新第二十二条中「第十条」を「第十二条」に改める。

新第二十三条中「第十三条」を「第十四条」に改め、同条第六項を削り、同項を第六項とする。

新第二十四条中「第二条」を「第二十一条から前条まで」に改める。

新第二十五条中「第十三条」を「第十四条」に改め、同条第六項を削り、同項を第六項とする。

新第二十六条中「第二条」を「第二十一条から前条まで」に改める。

新第二十七条中「第十三条」を「第十四条」に改め、同条第六項を削り、同項を第六項とする。

新第二十八条中「第二条」を「第二十一条から前条まで」に改める。

新第二十九条中「第十三条」を「第十四条」に改め、同条第六項を削り、同項を第六項とする。

新第三十条中「第二条」を「第二十一条から前条まで」に改める。

新第三十一条中「第十三条」を「第十四条」に改め、同条第六項を削り、同項を第六項とする。

新第三十二条中「第二条」を「第二十一条から前条まで」に改める。

新第三十三条中「第十三条」を「第十四条」に改め、同条第六項を削り、同項を第六項とする。

新第三十四条中「第二条」を「第二十一条から前条まで」に改める。

新第三十五条中「第二条」を「第二十一条から前条まで」に改める。

新第三十六条中「第二条」を「第二十一条から前条まで」に改める。

新第三十七条中「第二条」を「第二十一条から前条まで」に改める。

新第三十八条中「第二条」を「第二十一条から前条まで」に改める。

第七は、全国的に生活環境の清潔保

持をはかるため、公共の水域、一定の海域には、みだりに糞尿を捨てる行為を禁止し、大掃除の施行について規定したこと等であります。

本法案は一月二十八日本委員会に付託せられ、二月一日厚生大臣より提案の説明を聽取した後審議に入つたのですが、審査の都合上、二月三日清掃事業に関する小委員会を設置し、本法の審査は小委員会に付託したのであります。

新第二十一条中「前四条」を「第二十二条」に改める。

新第二十二条中「第十条」を「第十二条」に改める。

新第二十三条中「第十三条」を「第十四条」に改め、同条第六項を削り、同項を第六項とする。

新第二十四条中「第二条」を「第二十一条から前条まで」に改める。

新第二十五条中「第十三条」を「第十四条」に改め、同条第六項を削り、同項を第六項とする。

新第二十六条中「第二条」を「第二十一条から前条まで」に改める。

新第二十七条中「第十三条」を「第十四条」に改め、同条第六項を削り、同項を第六項とする。

新第二十八条中「第二条」を「第二十一条から前条まで」に改める。

新第二十九条中「第十三条」を「第十四条」に改め、同条第六項を削り、同項を第六項とする。

新第三十条中「第二条」を「第二十一条から前条まで」に改める。

新第三十一条中「第十三条」を「第十四条」に改め、同条第六項を削り、同項を第六項とする。

新第三十二条中「第二条」を「第二十一条から前条まで」に改める。

新第三十三条中「第十三条」を「第十四条」に改め、同条第六項を削り、同項を第六項とする。

新第三十四条中「第二条」を「第二十一条から前条まで」に改める。

新第三十五条中「第二条」を「第二十一条から前条まで」に改める。

第七は、全国的に生活環境の清潔保

四、特別清掃地域内の河川、運河等に他の地域よりのごみの流入を防ぐため、河川、運河等には養豚のはかごも捨ててはならないこととしたこと。

五、特別清掃地域または季節的清掃地域においては、市町村長が農業機械に支障のないように必要な施設を設置するよう義務規定を設けたこと。

六、汚物の運搬または処分を業とする者も、収集を業とする者と同様に、許可を要することとしたこと。

七、清掃施設の近代的整備をばかり、かつ災害時等における清掃事業の徹底をかるため、国庫補助施設の設けたことにともに清掃施設の設置に要する資金を融通せんすべき国の責務を明らかにしたこと。

第三 学校教育法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第四 公立学校施設費国庫負担法(内閣提出)

○議長(堀辰六郎君) 日程第三、学校教育法の一部を改正する法律案、日程部を改正する法律案、右両案を一括して議題といたします。委員長の報告を求めます。文部委員会理事竹尾大君。

学校教育法の一部を改正する法律案

学校教育法の一部を改正する法律案

第五十一条の二項を次のように改正する。

学校教育法(昭和二十一年法律第二十六号)の一部を次のよきに改正する。

第五十五条に次の二項を加える。

医学又は歯学の学部において医学又は歯学を履修する課程については、前項本文の規定にかかわらず、その修業年限は、六年以上とし、四年の専門の課程とこれに連続するための二年以上の課程とする。

特別の事情のあるときは、監督官の報告を聽取した後、討論と省略して採決に入りましたところ、清掃事業に關する小委員会の議決通り、修正案と修正部分を除く他の原案はともに全会一致で可決すべきものと認決した次第であります。

なお、詳細につきましては会議録により御承知願います。

かくて、十一日の委員会で小委員長の報告を聽取した後、討論と省略して採決に入りましたところ、清掃事業に關する小委員会の議決通り、修正案と修正部分を除く他の原案はともに全会一致で可決すべきものと認決した次第であります。

以上御報告申し上げます。(拍手)

○議長(堀辰六郎君) 採決いたしました。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(堀辰六郎君) 御異議なしと認めます。よつて本案は委員長報告の通り決しました。

第三 学校教育法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第四 公立学校施設費国庫負担法(内閣提出)

○議長(堀辰六郎君) 日程第三、学校教育法の一部を改正する法律案、右両案を一括して議題といたします。委員長の報告を求めます。文部委員会理事竹尾大君。

学校教育法の一部を改正する法律案

学校教育法の一部を改正する法律案

第五十一条の二項を次のように改正する。

学校教育法(昭和二十一年法律第二十六号)の一部を次のよきに改正する。

第五十五条に次の二項を加える。

医学又は歯学の学部において医学又は歯学を履修する課程については、前項本文の規定にかかわらず、その修業年限は、六年以上とし、四年の専門の課程とこれに連続するための二年以上の課程とする。

特別の事情のあるときは、監督官の報告を聽取した後、討論と省略して採決に入りましたところ、清掃事業に關する小委員会の議決通り、修正案と修正部分を除く他の原案はともに全会一致で可決すべきものと認決した次第であります。

なお、詳細につきましては会議録により御承知願います。

かくて、十一日の委員会で小委員長の報告を聽取した後、討論と省略して採決に入りましたところ、清掃事業に關する小委員会の議決通り、修正案と修正部分を除く他の原案はともに全会一致で可決すべきものと認決した次第であります。

以上御報告申し上げます。(拍手)

○議長(堀辰六郎君) 採決いたしました。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(堀辰六郎君) 御異議なしと認めます。よつて本案は委員長報告の通り決しました。

第三 学校教育法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第四 公立学校施設費国庫負担法(内閣提出)

○議長(堀辰六郎君) 日程第三、学校教育法の一部を改正する法律案、右両案を一括して議題といたします。委員長の報告を求めます。文部委員会理事竹尾大君。

学校教育法の一部を改正する法律案

学校教育法の一部を改正する法律案

第五十一条の二項を次のように改正する。

学校教育法(昭和二十一年法律第二十六号)の一部を次のよきに改正する。

第五十五条に次の二項を加える。

医学又は歯学の学部において医学又は歯学を履修する課程については、前項本文の規定にかかわらず、その修業年限は、六年以上とし、四年の専門の課程とこれに連続するための二年以上の課程とする。

特別の事情のあるときは、監督官の報告を聽取した後、討論と省略して採決に入りましたところ、清掃事業に關する小委員会の議決通り、修正案と修正部分を除く他の原案はともに全会一致で可決すべきものと認決した次第であります。

以上御報告申し上げます。(拍手)

○議長(堀辰六郎君) 採決いたしました。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(堀辰六郎君) 御異議なしと認めます。よつて本案は委員長報告の通り決しました。

第三 学校教育法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第四 公立学校施設費国庫負担法(内閣提出)

○議長(堀辰六郎君) 日程第三、学校教育法の一部を改正する法律案、右両案を一括して議題といたします。委員長の報告を求めます。文部委員会理事竹尾大君。

学校教育法の一部を改正する法律案

学校教育法の一部を改正する法律案

第五十一条の二項を次のように改める。

前条第二項に規定する専門の課程に進学することのできる者は、

第五十六条第二項を次のように改める。

前条第二項に規定する専門の課程に進学することのできる者は、

第三 学校教育法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第四 公立学校施設費国庫負担法(内閣提出)

○議長(堀辰六郎君) 日程第三、学校教育法の一部を改正する法律案、右両案を一括して議題といたします。委員長の報告を求めます。文部委員会理事竹尾大君。

学校教育法の一部を改正する法律案

学校教育法の一部を改正する法律案

第五十一条の二項を次のように改める。

前条第二項に規定する専門の課程に進学することのできる者は、

第五十六条第二項を次のように改める。

前条第二項に規定する専門の課程に進学することのできる者は、

次に、審議の結果を申し上げます。本案は付託以来慎重な審議をいたしましたが、十一日の委員会におきましても、討論を省略、採決の結果、起立総員をもつて原案の通り可決すべきものと決しました。

次に、公立学校施設費国庫負担法の一部を改正する法律案につきまして、その大要と審議の結果を御報告申し上げます。

御承知の通り、義務教育の年限延長に伴う公立学校施設の建設に要する経費の国庫負担は、公立学校施設費国庫負担法第五条第二項におきまして、その教育を行うのに必要な最低限度の児童及び生徒一人当たりの坪数を基準として算定するもので、その一人当たりの実施坪数は、同法附則第三項におきまして、当分の間中学校について生徒一人当たり〇・七坪と規定されておりま

す。この〇・七坪といふのは应急最低基準でありますから、近き将来において、いわゆる一・二六坪、すなわち第五条第二項の一人当たりの坪数を目標に引上げなければならぬものでありますので、政府は、昭和二十九年度からこの〇・七坪を一・〇八坪に引上げることにいたし、予算も約四億円を計上いたしたのであります。従つて、従来の法律の一部を改正する必要が生じましたので、政府はこの改正案を提出したのであります。

この改正案では、まず附則第三項、すなわち義務教育の年限延長に伴う公

立学校の施設の建設に要する経費の実施上の暫定的算定基準の全部を削除して、從來の〇・七坪を一・〇八坪に引上げた内容をもつて、この実施上の暫定的算定基準を全部政令において定めました。

次に、公立学校施設費国庫負担法の実施上の算定基準はすべて政令に譲つておりますので、義務教育の年限延長の場合に伴う経費の算定基準についても、この際それらと歩調を合せたいと

いふことであります。

本法律案は、去る二月十一日文部委員会に付託となり、翻來慎重に審議が

進められました。本法律案は特に国及び地方の財政に密接な関連を持つて重要な問題でありますので、委員全員が非常に熱心に検討を加えたのであります。

従つて、第五条第二項は現行

の表中の〇・七坪を一・〇八坪に改めます。

六・三制校舎と同様にすみやかに

法律に明記すべきである。

三、一・〇八坪以上に基準を引上げ

などの旨を附帯して強く要望せられ

ます。三月十一日に至りまして質疑

を終了し、各派共同提案による公立学

校施設費国庫負担法の一部を改正する法律案に対する修正案が自由党原田憲

君から提出せられました。

この修正案は、現在施行しております

ところの公立学校施設費国庫負担法

中、本件に関する規定の仕組みについ

ては、改正案の提案理由において申し

述べましたように、第五条第二項にお

いては、その教育を行つに必要な最低

限度の児童及び生徒一人当たりの坪数と

いう基準目標を定め、これに対し暫定

的な実施基準をすべて附則第三項に

おいて規定しているのであります。

これは、第十六回国会において、この

正付一・二六坪に引上げるこ

と。

二、中学校の中間的暫定的基準であ

る一・〇八坪を速かに最低基準

(従来の国会決議の線としては補

正付一・二六坪)に引上げること。

従つて、改進町村金五君から

の要請により、将来的生徒数の増加に対処できるよう措置すること。

正の趣旨に基き、将来の生徒数の

増加に対処できるよう措置すること。

従つて、改進町村金五君から

の要請により、将来的生徒数の増加に対処できるよう措置すること。

正の趣旨に基き、将来の生徒数の

増加に対処できるよう措置すること。

従つて、改進町村金五君から

の要請により、将来的生徒数の増加に対処できるよう措置すること。

従つて、改進町村

この法律案中に規定するその他の事項は、前にも申しましたごとく、おおむね保安庁法と同様であります。が、自衛隊の指揮監督、部隊等の組織及び編成の大綱を規定し、隊員の服務についてのよるべき明確な規定を設け、罰則を整備、國際法律の適用について一層の整理を行ふ等、必要な整備を行つております。なお、この法律の施行に伴い、現在の海上公安局法は、これを廃止することにいたしました。

以上、今回提出いたしました法律案の提案の理由並びに内容の概要でございます。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願いいたします。(拍手)

〔木村武雄君登壇〕
木村武雄君、自由党を代表して御質問申し上げます。
内閣総理大臣と保安庁長官に主
およそ世の指導者、一国の総理大
臣つて一番大切なことは、情勢判
断で誤らないことであります。戰前、
の指導者は、世界の情勢判断を讀
して足かけ七年です。昭和二十五年
月二十五日に突如朝鮮に勃発した
の争いが、連合軍の参加によつて國
体験済みであります。吉田内閣は
して足かけ七年です。昭和二十五年
月二十五日に突如朝鮮に勃発した
の争いが、連合軍の参加によつて國

事自編則一を行れたり。臣断とて、日雨年組民と調対し、まいたたき案を提出され、吉田首相は、第三次大戦は起り得ない、大陸の共産勢力はさして恐れるに足りない、従つて日本共産黨の内亂などをあり得ないと答弁されたことを昭和十五年に於ける議院に対し、事務所を持つ米軍にソ連の報復爆撃となりるのであります。されば、戦乱は、再び日本を襲う危険がありました。うした気配が濃厚となつたときに行なわれました議会における質問に対し、吉田首相は、第三次大戦の氣構えも一時遠き、三年余の湖鮮戦争も休戦して、やや小康を保つておりますが、こうした際においても、吉田首相は、去年の国会において、參謀院議員中田吉雄氏の質問に対し、第三次大戦は一時遠きのまゝつあると、昭和二十六年の答弁とやや同様の答弁をされましたが、世界情勢はまさにその通りであります。ゆえに、ここ数年来の國際情勢に対する自相の判断は誤りなかつたと断言し得るのであります。が、(拍手)世界の情勢が危險にして、しかも対岸に戦争の勃発した昭和二十五年八月十日に於ける御質問に於ける御質問に於ける御質問をつくり上げて、さらに情勢がやや静まり返つた二十七年十日十五日にこれを保安院に切りかえ、さらに情勢が好転したと見られる昨今、これを補強して自衛隊に組織がされましたといたしております。一見國防省の情勢の推移とは逆行するものごとき感なきにしもあるらずであります。が、何ゆえの組織がえか、何ゆえの補強工作が

ものは、イギリスでもありません。ランズ、ドイツにあらずして、ただ日本なることに留着すべきであります。しかも、日本は、數多くの自由主義国家群とは平和条約を結びましたが、共産陣営とは、戦争は今まで結構で解けない対立関係にあります。李晚萊インにおける諸般の動きは、單なる動きとして看過すべきではありません。也既、対馬の周辺における日本船の拿捕、監禁の陰には中共の勢力よりも聞きますが、今や大陸における民族意識は燎原の火と燃えて熾烈であるます。

顧みて、ソ連の參戰が北満から北滿に及び、北鮮軍によつて三十八度線を破られたとき、南鮮に米軍の援助をなかつたならば、朝鮮は金日成の赤色に染りつづされたに違ひありません。さらに、終戦のさゞまで台頭した鮮人の日本における権益は言語に絶えて、南鮮を席巻した共産軍を日本に導するなどの流言反語が行なれました。が、當時を回想して想像するものが、北鮮軍の侵入を三十八度線を食いついためか、或は自らの軍事力であるますが、こうした際に、軍事費と並んで、經濟費もまた多くかかるべきであります。北鮮軍は日本侵入を食いつめたがためだとも思ひ得ると一休断言することができすかどうか。シベリアより權太、千賀松などに追つたソ連軍が一衣帶水の北海道上陸しなかつたのは、間髪を入れず、いに粟つた共産勢力の日本侵入を食いつめると一休断言することができすかどうか。シベリアより權太、千賀松などに追つたソ連軍が一衣帶水の北海道に進駐しなかつたならば、北海道は日本の言ふ解放地区となつて、津軽海峡は日本内地との三十八度線となつたかもしれません。米軍が北海道に進駐したがためだと云われております。もし米軍が北海道に進駐しなかつたならば、北海道は

誠意を認めて北海道に上陸しなかつ
と断言することができますかどうか
中共軍の北鮮参加は義勇軍の名に
つて行われたとはい、その軍事力な
く北鮮軍以上であつたことは間違
ません。何のための参加か
不明であります。中華民国の思想
たずね、アジアに君臨するものは
れなりとの中華思想が朝鮮の内政に
涉した根拠なりとすれば、その職足
老校、対馬より九州に延ばさないと
保証し得ないのであります。現に、
共は、かつて王侯の哲学なりとして
斥した孔孟の教えを必要のために取
げております。レーニン、スターリン
が民族意識高揚のためにはビーカー
帝を礼讃した実績に倣して、ぬれ手
「あわの日本獲得なれば、鉱工業と技
術を保ち得たのは、これら各國が日本
完全なる武装放棄の誠意を一休認め
たためでしょうか。世界に先がけて
和憲法を日本が制定したためでし
うか。

第一次、第二次大戦において、ス
ヌがよく中立を堅持して平和を守り
たのは、スイスの軍事力がドイツの
入をはばんだがためです。(笑)ド
ツの軍事力をもつてすれば、スイス
蹂躪くらいはわけなく行われます
そのための出血は爾後の作戦に影響
するのです。ソ連のフィンランンド侵入
た同様です。ソ連の軍事力をもつてす
れば、フィンランンドの侵入はものの数
はありますまいが、そのための出血

実に見ても無防備の平和論は、平和にあがこがれてなおかつ平和を求めてられないと実証するだけではなく、(招手)に備えあれはよく中立を堅持じて平和を守り得ることを教へた歴史であります。

英米のドーヴィアは、海賊でござつて南に海防です。北は千島海峡で二倍する朝鮮海峡です。日本は北海道ですが、防衛の条件は、一晩の北海道ですが、防衛の条件は、フィンランド、スイスにまさることと十数倍です。防衛して、しかも政治が聰明であれば、世界にいかようの動乱あらうとも、平和を守り抜くことは決して難事ではないと思ひます。が、総理大臣は無防備で日本の平和を守り得るとお考へになりますかどうか。過去九年間の平和維持は、軍事力のためか、それとも平和尊法のためか、それとも日本の完全なる武装放棄の誠意がこれらの中立主義國に認められたためか、歴史として優すべからざる軍事の駐出しめたのが、總理大臣の所見を承ります。さらに、平和は万人のあこがれあります。いな、人類始まつ以来の悲喜にあります。が、求めて得られずには今日に及んでおりません。今世界を見渡しても、実力で平和を守り得るのに米ソ両国があります。米ソにして眞に平和を求めるならば世界の平和は保ち得られます。が、破らんとすれば、明日にでも破り得るのでです。だが、ソ連にして階級主義を捨てない限りは、眞の平和主義者にはなり得ますまい。(拍手)米国にして眞のクリスチヤンに徹せざる限りは、平和主義者にはなり得ますまい。されば、米ソに依存した日本の平和維持にはおのずから限界があるのです。やはり日本の平和は日本

人の手によつて建設しなければなりません。そして、これは単に吉田内閣の課題ではありません。日本国民全般の課題です。だが、平和の建設は歴史に従事するものと同様に、平和は寝て待ては来るものと考えてゐる者があります。(拍手)この思想は、かつての軍国主義以上に危險な思想です。こうした思想に対する対策を講れば、平和維持のための防衛もわざからぬで、ちまたは戦場と化する危険があります。平和建設のための防衛思想の普及徹底は刻々の急務であると思ひますが、これに対する總理大臣の御見解をります。

今日、世界は、米ソ対立のまま冷戦に包まれた不気味な平和が続いておりますが、爆撃すれば、近代戦争は科学戦争であります。こうした科学戦争の前には、一たまりもない自衛隊の建設などは國費の蕪費であつた、つくらざるにしかどとなす論議があります。確かに一面の真理です。だが、米ソの対立はあくまでも米ソの対立であつて、相手を克服し得ない防衛は無価値となりますが、ソ連に対するものは、かつては日本であります。

その対立が冷戦のままで今日に持ち越したのは、一つは、科学兵器の発達がいまだ頂点に達せざるからであります。

す。今、米ソ両国とも世界に誇る原力を持つてはおりませんが、戦えば、必ず手の皮を切れば肉を切られます。肉を切れば骨を切られる覚悟をしなければなりません。やえに、一瞬にして相手手民を殲滅するに足るだけの兵器の発達までは両国とも戦争を回避しておる見るべきです。もう一つは戦争術の本達です。戦争がいた幼稚な時代の敗は、武将の勝負によつてきまりましたが、戦う部隊の勝敗が一国の興亡を決定したのはその次です。さらに、今の大戦においては、戦う部隊の戦力をもかなく補給所の強弱が勝敗を左右しましたが、広島、長崎に投下されました原子爆弾より将来戦を予想すると、装備なき無辜の国民の殲滅が勝敗を決定するものごとく思われるのでもあります。ゆえに、米ソ朝の将来を予知すれば、まさに民族の殲滅です。

る確信がありますやいなや、保安庁に相
官にお尋ねいたします。(拍手)
「これを要するに、日本の防衛の限
は、大陸に日本をうがう共産勢力をして日本侵略の企図を放棄せしむる
頂点として、下辺はこれと関連して動する共産党的内乱工作に備え得れ
足りるのであります。そうした観
のとに計画されたのがこの自衛隊
改正なりやいなや、これを保安庁長
官にお尋ねいたします。
アジアの平和はそのままに日本の使
和であります。が、アジアの戦乱はそ
ままに日本の戦乱ではありません。
かるに、日本に配置された米軍の使
は米国の極東政策の一環を受持つも
ありますから、そのままこれを踏
すれば、アジアに備えた米軍の使命
果し得られます。が、日本の防衛とは
遠いものとなる危険があります。ゆ
に、その配置も裝備も訓練も大胆に
れかえを断行しなければならないと
いますが、それにもしても、顧問團の六
名は、せつかくの自衛隊をして米國
備兵たる感を抱かしめる危険なしと
ないのであります。憂るる点は、顧
団を受けた將介石の軍隊が、かつて
内亂に際して一番弱く、特に遅りま
打った急先鋒であったのであります。
原因を求めれば、民族の自尊心が傷
けられたからだあります。防衛につ
いて一番大事なことは民族の自尊心であります。顧問團を受けて編成された
安隊は、米國の備兵たる感を国民党に抱
かせて危険であります。が、これに対
て最も明確な政府の見解をお尋ねいた
します。(拍手)
さらに、今の保安隊の持つ欠陥の主
べては、日本的なものの所産ではなくな
ります。

して、米国的なものとの所産であることは、過般の水害その他の面で露呈されております。出動した部隊が、かつての日本の歩兵のことくに憲撃であつたなら、相当の被害を阻止し得たことや、水中に飛び込んだ保安隊員が、かつて日本の工兵隊のことくに地下たび巻き上げであつたならば、より以上の威力を發揮したことなどがその好例であります。ですが、米国への姻戚が、せつかくの自衛隊をして将来に不測の災いを残さないとも言ひ切れないであります。此次大戦の失敗は日本の用兵作戦の失敗ではありますましたが、兵の訓練はみごとにあって、その範囲は世界を一貫せしめたものであります。だが、あつての懲りてなま子を吹くの愚を演じて、その訓練なら米国に見習うのは民族の堕落であります。特に、民衆優位に名をかりて人選を誤り、非常に際して指揮系統に混亂を招いて平和維持の大役を果し得ないとなれば一大事であります。

この法案の骨子は、日本自由党、改進党、自由党が三党折衝の結果誕生したものでありまするがゆえに、平和維持のための防衛思想の普及徹底には、三党また責任を負うものであります。(拍手)そのための争いはあって意に介しません。踏みにじつてこらんに入れます。ただ、運営の責任は政府にあるのでありまするが、この点に関する政府の確信を承つて、私の質問を終ります。(拍手)

○國務大臣(緒方竹虎君登壇)
本村君の防衛局設置法並びに自衛隊法
に対しまする御質疑、そのお述べになつてきました西原は、公私ともにござります

出でにひこ入 どりよる事と なれど

同感を表するところであります。世界の平和なく
から敵意を表します。世界の平和なく
して日本の平和はありませんないと考えま
す。しこうして、平和は、単なる主義
理想のみによつて維持できるものでは
なく、また軍事力を背景とする武装的
平和のみによるることもまた危険である
ことは、木村君のお述べになつた通り
であります。そこで、わが國といたしま
しては、國際連合憲章の精神にのつと
りまして、平和を愛好する自由諸国と
の友好關係を持て行くとともに、獨立
國として、國力に応じた自衛力を保
持し、もつて自國の平和を維持し、世
界の平和の確立に応分の寄与をいたし
たいと考へておるのであります。この
間に無防備の方が世界の平和に寄与す
るゆえんであるよつて言ふ。論議もあり
ますけれども、これは政府にいたしま
してはまつたくとりません。日本の現
行の憲法の理想とするところはまこ
とに高いものでありまするが、現在の
世界の現実は、この理想をただちに実
現するまでに参つて、いない。この意味
におきまして、國力の貢献であります
いて、防衛力をすることは当然であります
して、今回防衛省の設置法案並びに自
衛隊法案を提出いたしましたのは、そ
のゆえにほかならないのです。重ねて木村君の御發言に敬意を表しま
す。(拍手)

せん。われ／＼はどこまでも平和を愛します。平和を愛するがために自衛隊をつくるのです。(拍手)そこを分に御認識願いたいと思います。

次に顧問団の性質であります。顧問団は、要するにアメリカから贈与を受けまする／＼の武器の操作についての操作について指示を受ける趣旨であります。決して自衛隊の訓練、指揮等について毛頭も干涉はありません。これは自衛隊独自の方針に基いてやることを御了承願いたいのであります。

次に、自衛隊の内容について今木村君からお話をありました。自衛隊は、今申します通り、まったく日本独自の訓練をやつております。決してアメリカ式ではありません。去年の九州の災害におきまする出勤におきましては、木村君は現地の方のお話をよく聞いていただきたいと思います。さてことによく勧いた、といつて、幾多の感謝が来ております。旧来の旧軍人と比較して決して劣りをとりません。また、最近におきまする北海道における雪中訓練を見ましても、アメリカ軍人は驚いております。八百目的背嚢を背負つて、スキ－をはいて、十五キロを一日に、一個大隊一人の故障なく突破しました。この事実に対して、アメリカの軍人も非常に驚いておる。かくのことわざ、わが保安隊員は十分な訓練をしつつあることを御承認を願います。

しうとして、次に、この自衛隊の運営につきましては、今申し上げますと

通り、われわれもいたしましては全然日本的にやるつもりであります。もつぱら外船からの不当な侵略に對してこれを阻止し、内地の大擾亂、暴動に對してこれを鎮圧し得るだけの力を持たすべく、今盛んにその訓練にいそしんでおります。どうぞ御安心を願いたいと思うのであります。(拍手)

○荒船清十郎君(荒船君の動議に對する残余の質疑は延期し、明十三日定刻より本会を開きこれを継続することとし、本日はこれにて散会せられることを望みます) 荒船君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なし(手、う手あり)〕

○議長(堀辰次郎君) 御異議なしと認めます。よつて動議のごとく決しました。

本日はこれにて散会いたします。

午後五時十六分散会

出席國務大臣

外務大臣 岡崎勝男君

厚生大臣 草薙隆圓君

勞生大臣 小坂善太郎君

國務大臣 安藤正純君

國務大臣 緒方竹虎君

國務大臣 平野勇君

出席政府委員

文部政務次官 三郎君

農林政務次官 竹尾君

理事 竹尾

文部委員会

朗読を省略した報告

一、昨十一日常任委員会において、次の通り理事を補欠選任した。

一君昨十一日理事辞任につきその補欠

理事長 谷川峻君	理事長 谷川峻君	理事長 谷川峻君
太君等十一日理事事務に つきその補欠)	保君去る九日委員許任に つきその補欠)	雄君等十一日委員許任に つきその補欠)
電気通信委員会	電気通信委員会	電気通信委員会
理事長 谷川峻君	理事長 谷川峻君	理事長 谷川峻君
郎君去る一日委員許任に つきその補欠)	郎君去る一日委員許任に つきその補欠)	郎君去る一日委員許任に つきその補欠)
内閣委員会	内閣委員会	内閣委員会
田中久雄君	田中久雄君	田中久雄君
白井莊一君	白井莊一君	白井莊一君
運輸委員会	運輸委員会	運輸委員会
郵政委員会	郵政委員会	郵政委員会
建設委員会	建設委員会	建設委員会
議院運営委員会	議院運営委員会	議院運営委員会
廣路節雄君	廣路節雄君	廣路節雄君
田中久雄君	田中久雄君	田中久雄君
運輸委員会	運輸委員会	運輸委員会
田中久雄君	田中久雄君	田中久雄君
内閣委員会	内閣委員会	内閣委員会
文部委員会	文部委員会	文部委員会
白井莊一君	白井莊一君	白井莊一君
田中久雄君	田中久雄君	田中久雄君
郵政委員会	郵政委員会	郵政委員会
電気通信委員会	電気通信委員会	電気通信委員会
中曾根康弘君	中曾根康弘君	中曾根康弘君
建設委員会	建設委員会	建設委員会
山崎始男君	山崎始男君	山崎始男君
田中久雄君	田中久雄君	田中久雄君
白井莊一君	白井莊一君	白井莊一君
三鍋義三君	三鍋義三君	三鍋義三君
澤谷悠藏君	澤谷悠藏君	澤谷悠藏君
松前重義君	松前重義君	松前重義君
大庭正義君	大庭正義君	大庭正義君
山崎始男君	山崎始男君	山崎始男君

議院運営委員　淡谷　悠感君　　山田　長司君
自衛隊法案
一、昨十一日内閣から提出した議案は
次の通りである。
裁判所職員定員法等の一部を改正す
る法律案
防衛廳設置法案
一、昨十一日委員会に付託された条約
互防援護協定の批准について承認
を求めるの件(条約第八号)
農産物の購入に関する日本国とアメ
リカ合衆国との間の協定の締結につ
いて承認を求めるの件(条約第九
号)
経済的措置に関する日本国とアメリ
カ合衆国との間の協定の締結につ
いて承認を求めるの件(条約第一
号)
投資の保証に関する日本国とアメリ
カ合衆国との間の協定の締結につ
いて承認を求めるの件(条約第一
号)
一、以上四件　外務委員会　付託
は次の通りである。
裁判所職員定員法等の一部を改正す
る法律案(内閣提出第九三号)
法務委員会　付託
一、昨十一日參議院に送付した内閣提
出案は次の通りである。
外務省設置法等の一部を改正する法
律案
簡易生命保険法の一部を改正する法
律案